

太田市実費徴収に係る補足給付費支給規則の一部を改正する規則
をここに公布する。

令和7年8月8日

太田市長 穂 積 昌 信

太田市規則第89号

太田市実費徴収に係る補足給付費支給規則の一部を改正する
規則

太田市実費徴収に係る補足給付費支給規則（令和元年太田市規則第
26号）の一部を次のように改正する。

第4条ただし書中「月額4,800円」を「月額4,900円」に
改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行し、この規則による改正後の太田市
実費徴収に係る補足給付費支給規則の規定は、令和7年4月1日から
適用する。